

# 平成 21 事務年度 保険会社等向け監督方針のポイント

## 1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

- 昨事務年度は、サブプライムローン問題に端を発する国際的な金融市場の混乱、大和生命の更生手続開始の申立て、国際的な保険グループが公的救済を受ける事例あり。
- 内外の金融市場の混乱や実体経済の悪化は、株式を中心とした有価証券に係る損失や逆ざやの拡大といった形で保険会社等の経営にも影響。
- 本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。
  - ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
  - ② 検査部局との共同ヒアリングの実施など検査部局等との一層緊密な連携、海外当局との連携、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
  - ③ 職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

## 2. リスク管理の高度化の促進

- 金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進
  - ① リスク特性に応じた適切なリスク管理態勢が構築されているかについて検証。
  - ② 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切な統合リスク管理態勢が整備されているか検証。
  - ③ ソルベンシー・マージン比率を含めた重要な財務情報の四半期開示を促進。
- ソルベンシー評価の見直し等
  - ① ソルベンシー・マージン比率について、リスク評価の精緻化等の改善に取り組む。
  - ② 更に、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入について検討を行っていく。
  - ③ 上記検討にあたっては、各保険会社に対し、その導入の前提となる経済価値評価に基づくリスク管理態勢の整備に向けた取組みを促していく。

## 3. 顧客保護と利用者利便の向上

- 保険会社等による以下の取組みを重点的に検証。
  - ① 保険法の施行に向けた態勢整備の促進、② 情報セキュリティ管理の徹底等、
  - ③ 適切な保険金支払管理態勢の構築、④ 適切な保険募集態勢の確立、
  - ⑤ 相談・苦情処理態勢の充実

## 4. 保険会社等の属性に応じた監督対応

- 保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様であり、また、保険募集の形態も多様化してる状況を踏まえ、保険会社等の属性に応じた監督対応を行っていく。
  - ① 保険会社グループ等への対応、② 少額短期保険業者等への対応
  - ③ 保険募集形態の特色に応じた対応